

“新未来” 徳島東部都市計画区域マスタープラン（素案）について

○ マスタープラン策定の基本的考え方

「徳島東部都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものとして、平成16年5月に策定し、その後、状況に応じ見直しを行っております。

平成24年5月の見直し以降、本格的な人口減少・超高齢化問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震や中央構造線活断層地震への備え、さらには、地球環境問題の深刻化など、本県を取り巻く社会経済情勢の変化に応じ、都市づくりの理念、土地利用の方針等について大幅な見直しを行うこととしております。

○ マスタープランにおいて定める事項

- ・ 都市計画の目標
（都市づくりの基本理念、地域ごとの市街地像）
- ・ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針
（区域区分の必要性、人口・産業規模の想定、市街化区域の規模等）
- ・ 主要な都市計画の決定の方針
（土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全）

○ 見直し経緯

- ・ 平成25～26年度 基礎調査、分析調査
- ・ 平成27～28年度 素案作成、関係市町、国との協議、調整

○ 見直しのポイント

(1) 「基本的な考え方」

- ・ 無秩序な開発による市街地の拡大を防止するため、引き続き、区域区分を維持
- ・ 土地利用規制の強化と大胆な緩和による防災・減災・地域活性化の推進
- ・ ICT活用による多様な働き方の創出 など

(2) 「都市づくりの理念」の見直し

- ① すべての人が暮らしやすい「地方創生拠点連携型」の都市づくり
- ② 「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくり
- ③ 豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくり
- ④ 地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくり
- ⑤ 住民の目線に立った創造性豊かな都市づくり

○ 今後のスケジュール

平成29年6月 パブリックコメント

7月 縦覧、住民説明会

8月 公聴会

〔 国との協議
案の公告・縦覧
都市計画審議会 〕

年度内 都市計画決定